

岩手県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年12月28日

岩手県教育委員会
教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会安全衛生管理規程（昭和41年岩手県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(健康管理区分の判定等) 第45条 [略] 2 [略] 3 第1項に規定する場合のほか、妊娠に起因する疾病により療養を行った療養者が、前項の規定により判定を受けたものとみなされている場合において職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号） <u>第12条第11号</u> に掲げる場合における <u>特別休暇の承認を受けた</u> ときは、当該 <u>承認の日</u> に当該療養の直前の健康管理区分の判定を受けたものとみなす。 4 [略]	(健康管理区分の判定等) 第45条 [略] 2 [略] 3 第1項に規定する場合のほか、妊娠に起因する疾病により療養を行った療養者が、前項の規定により判定を受けたものとみなされている場合において職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号） <u>第12条第12号</u> に掲げる場合における <u>休暇を取得することとな</u> ったときは、当該 <u>休暇の初日</u> に当該療養の直前の健康管理区分の判定を受けたものとみなす。 4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。